

令和 5 年度

門真市健全化判断比率審査意見書

門 真 市 監 査 委 員



門 行 監 第 83 号
令和 6 年 8 月 26 日

門真市長 宮本 一孝 様

門真市監査委員 菅原 正明
同 滝井 稔元
(公 印 省 略)

令和 5 年度門真市健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条
第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度健全化判断比率及びその算定
の基礎となる事項を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

目 次

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

I. 審査の対象	1
II. 審査の着眼点	1
III. 審査の実施内容	1
IV. 審査の実施場所及び日程	1
V. 審査の結果及び意見	1
VI. 是正改善を要する事項	2

令和５年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

I. 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した資料

II. 審査の着眼点

審査にあたっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した資料が、関係法令等に従い適正に作成されているかどうかを確認し実施した。

III. 審査の実施内容

健全化判断比率審査は、門真市監査基準（令和２年４月１日施行）に基づき実施した。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により提出された、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した資料等により照合し、その他必要に応じ関係職員の説明を求める等慎重に審査を行った。

IV. 審査の実施場所及び日程

実施場所 門真市役所 本館２階 大会議室

審査日 令和６年８月８日（木）

V. 審査の結果及び意見

審査に付された、令和５年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に従い、いずれも適正に作成されていると認められた。

なお、各比率の早期健全化基準、財政再生基準及び過年度との比較については、次表のとおりである。

（単位：％）

健全化判断比率	令和５年度	令和４年度	令和３年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.90	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.90	30.00
実質公債費比率 （３カ年平均）	3.9	3.9	3.7	25.0	35.0
将来負担比率	4.3	13.4	15.2	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支額または連結実質収支額が黒字であるため、「—」で表記している。

※令和５年度の標準財政規模は287億6,654万５千円（前年度281億29万円）である。

- ・実質赤字比率について

一般会計の実質収支額が7,194万5千円の黒字（前年度1億3,519万8千円の黒字）であるため、算定されていない。

- ・連結実質赤字比率について

国民健康保険事業特別会計の実質収支額が5,106万4千円の黒字（前年度1億1,079万8千円の黒字）、後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額が1億121万3千円の黒字（前年度1億286万円の黒字）、介護保険事業特別会計の実質収支額が2千円の黒字、水道事業会計の資金剰余額が26億3,019万1千円（前年度28億4,243万3千円）、公共下水道事業会計の資金剰余額が1億3,575万円（前年度4億4,158万7千円）となっており、これらに一般会計の実質収支額7,194万5千円の黒字を加えた連結実質収支額が29億9,016万5千円の黒字（前年度36億3,287万6千円の黒字）であるため、算定されていない。

- ・実質公債費比率について

実質公債費比率は、3.9%（前年度3.9%）と前年度と同じ比率になり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

- ・将来負担比率について

将来負担比率は、4.3%（前年度13.4%）となり、前年度に比べ9.1ポイント改善した。

早期健全化基準の350.0%と比較すると大きく下回っており、良好な状態にあると認められる。

VI. 是正改善を要する事項

本市の健全化判断比率は、前述のとおりとなっており、いずれも早期健全化基準を下回っており、各比率の数値については、是正改善を要する事項はない。

今後においても、健全な財政運営に努められたい。